

第2回 外国法事務弁護士制度に係る検討会 議事録

第1 日 時 平成27年4月23日(木) 自 午後14時00分
至 午後16時00分

第2 場 所 弁護士会館2階講堂「クレオ」BC

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 諸外国における外国法事務弁護士制度について
4. 質疑応答
5. 閉会

第4 議 事 (次のとおり)

議 事

○中島官房付 それでは、ただいまから第2回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開始させていただきます。まず初めに、前回欠席しておりました事務局員を御紹介いたします。日本弁護士連合会の蔵元左近国際室囑託でございます。

○蔵元弁護士 どうぞよろしくお願いいたします。

○中島官房付 それから、本日、出井直樹委員は所用により欠席をされております。

それでは、ここから松下座長に議事の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○松下座長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日も、よろしくお願いいたします。

初めに、事務局から、本日の配付資料について説明をお願いいたします。

○中島官房付 本日の資料としまして、議事次第に記載しております資料目録のとおり、資料1から資料7までを配付しておりますので、御確認ください。なお、資料2は、外弁の承認に際して、日本での労務提供期間を算入している方の数を、原資格国別に示したものでございますが、原資格国によっては、承認された方が1名のみとなっております。労務提供期間を算入した個人が特定されてしまうおそれがあるということで、こちらの資料につきましてはホームページでの公開はしないこととしたいと考えております。また、資料3の10ページ以降は外弁の懲戒事例をまとめたものでございますが、こちらも個別の懲戒事案の内容にわたる記載がございますので、こちらもホームページでの公開はしない扱いとしたいと考えております。

座長、資料の公開について、いかがですか。

○松下座長 私は、今、御説明のあったような取扱いでよろしいのではないかと考えますけれども、皆様、御異議ないですか。（一同了承）

○松下座長 ありがとうございます。それでは、ただいま事務局から説明のあった分は非公開といたします。

続きまして、本日の議事進行ですが、お手元の議事次第にございますとおり、本日は、まず法務省及び日本弁護士連合会から、前回の第1回会議において、委員の皆様からいただいた御質問に対して説明をしていただきます。それに引き続きまして、諸外国における外国法事務弁護士制度、特に職務経験要件について、外弁資格をお持ちの委員の方、及び日本弁護士連合会から御説明をいただきます。皆様からの御説明をいただいた後に、最後にまとめて質疑応答を行うことにしたいと存じます。

それでは、まず法務省から、第1回会議において、委員の皆様からいただいた御質問に対する説明をお願いいたします。

○中島官房付 それでは、法務省から御説明いたします。前回の会議におきまして、委員の皆様からいただいた御質問のうち、職務経験要件に関するものにつきまして、まず法務省から2点御説明をさせていただきます。

まず1点目については、資料1に基づいて御説明いたします。前回の会議で、外弁の承認申請に際しまして、法務省において、具体的にどういった点に着目して職務経験の審査を行っているのかという御質問を、委員の皆様からいただいております。

また、意見交換の中でも、外国における職務経験の実態について、書面審査を超えて、ど

ここまで見る事が可能なのか、あるいは見るべきなのかといったような議論もございました。

そこで、現状としまして、外国弁護士の方からの承認申請におきまして、法務省が、特に職務経験要件について、どういった審査を行っているかということについて御説明をいたします。こちらの資料1でございますが、こちらは法務省がホームページで公開しております、「外国法事務弁護士承認・指定申請の手引」から抜粋をした内容でございます。承認の申請に際しましては、申請書に加えまして、申述書という書類を提出していただいております。こちらの資料の4ページを御覧ください。こちらの4ページ以降で、法務省が用意しております申述書のひな型をつけております。

申述書といいますのは、外弁法で定めている承認のための要件ごとに、申請者の方の申請内容、そしてそれを疎明するための資料などを一覧で記載していただくためのものです。

職務経験要件につきましては、申述書のひな型の1枚目、4ページの一番下の段に記載欄がございまして、例えば職務経験要件が原資格国におけるものであれば、その期間、勤務形態、事務所名、事務所の所在地、それから当時の地位などを記載していただく。それとともに、これらを証明する文書名を記載していただいた上で、その証明書を添付していただくという形をとっております。

また、その次のページを御覧いただきますと、職務経験が第三国や日本国内における労務提供である場合に、原資格国の場合と同様に、勤務期間などを記載して証明書を添付していただいております。

職務経験要件の立証に当たっては、実務上は申請者の職務経験期間や職務内容について、具体的に証明できる立場にある方によって作成された文書を提出していただいております。

ちょっと戻っていただきまして、2ページの中段以降を御覧ください。例えば、原資格国の弁護士会などが証明する場合としましては、弁護士会において登録されている事項から、資格の取得日や職歴などを抜粋した書面を弁護士会が作成しまして、その内容を証明する場合がございます。こちらの青字の①で記載されているものでございます。

それから、原資格国において所属していたローファームや民間企業、あるいは行政機関などが証明する場合としましては、申請者が所属していた組織の代表者、あるいは人事担当者など、証明する権限を有する方が在職証明書や人事記録書などによって証明する場合がございます。こちらが青字の②で記載しているものでございます。

それから、2ページから3ページにかけてまして、資格取得国以外の第三国における職務経験を証明する場合には、在職に関する資料とともに、第三国において資格取得国の法に関する業務に適法に従事していたことを併せて証明していただいております。これは、例えばこの第三国の弁護士会が発行した外国弁護士登録事実の証明書などが、これに当たります。

それから最後に、資料1の3ページ下段のところ、青字の③のところでございますけれども、日本国内での労務提供につきましては、日本の弁護士あるいは弁護士法人、外国法事務弁護士が証明することが想定されます。こういった場合には、労務提供を証明する書類の中に、所属事務所の名称、申請者との関係、労務提供の期間、その内容などが記載されている必要がございます。

法務省におきましては、基本的には、こういった形で申請者の方から提出された申述書の記載、それと添付された証明書に基づきまして、職務経験要件の審査を行っております。なお、実務上は承認の最低要件である3年分の職務経験又は労務提供の経験について証明をしていただければ、承認をするという取扱いをしております。

したがいまして、実際には3年を超える職務経験を有する方でも、申述書の記載あるいは疎明資料の提出としては、3年分のみ記載あるいは提出をされている場合もございます。

続きまして、資料2を御覧ください。前回の会議で、職務経験要件の認定に当たって、日本での労務提供期間を算入されている申請者の方がどのくらいいるのか、御質問がございました。資料2は、法務省に対する承認申請について、平成23年から平成26年までの暦年ごとの承認申請の件数、承認の数、そして、そのうち労務提供期間が算入されていた件数を示したものでございます。

一番左側の列に4年分の合計がございますが、176件の承認のうち、78件で労務提供期間が算入をされております。なお、この表の留意点としまして、下の米印の注にございませとおり、承認申請に対しては職務経験について3年分のみ疎明資料を提出すれば足りる扱いとしております。したがいまして、申請者の中には原資格国あるいは第三国だけで3年を超える職務経験要件を有するにも関わらず、疎明資料の準備のしやすさなどの観点から、直近の日本における労務提供期間を算入される方もいらっしゃいます。そのため職務経験に労務提供期間を算入した件数には、日本での労務提供期間を算入しなくても3年を満たしている場合も含まれております。

さらに申述書に記載された経験だけでは労務提供期間を含まなければ3年の満たない方につきましても、実態としては、労務提供期間を算入しなくても3年を満たしている場合も含まれることとなります。したがいまして、労務提供期間を算入しなければ3年の実務経験要件を満たさない人の数ということになりますと、実際にはこの表の右の欄、労務提供期間を算入した人数よりも少なくなることが想定されます。

法務省からの説明は、以上でございます。

○松下座長 ありがとうございます。

それでは引き続き、日本弁護士連合会から説明をお願いいたします。

○兼川次長 日弁連から御説明いたします。前回御質問があったのは、外国法事務弁護士が所属する事務所の実態について説明してほしいということでした。地域、規模、取扱い事務、依頼者の属性、小規模事務所についてどうかということ、それから外国法事務弁護士と依頼者の間で発生したトラブルがあるかどうかというようなこととございました。

最初に、事務所の実態につきましては、資料3を御覧ください。これは2014年版の弁護士白書の抜粋でございますけれども、左上の囲みが弁護士会別の人数でございます。東京、大阪が多く、しかしながら、下の方、岩手、茨城、静岡、沖縄というような地域にもお一人ずつの登録があります。

その下が国籍別の内訳でございますが、合計389人中アメリカ合衆国は136人、日本国76人、イギリス49人となっております。ネパール、サモア、パラグアイなどに1人だけ登録されている方がいらっしゃいます。右側の囲みが原資格国別の内訳でございますが、387人中アメリカ合衆国が合計214人ということになっております。

それから、めくっていただきまして2ページでございます。これは外国法事務弁護士事務所及び外国法事務弁護士と事務所を共にする法律事務所を人数の規模別に分けたものでございまして、上位10の事務所、一番大きいところが西村あさひ法律事務所で499人です。外国法事務弁護士もいる事務所として大きい方から10の事務所を並べております。

それから3ページに参りまして、これは外国法事務弁護士の所属事務所の規模及び人数でございます。上の①が事務所の規模でございますけれども、これは外国法事務弁護士が1人

でも所属している事務所の規模と数になります。ここでいきますと、1人事務所というのは外国法事務弁護士が1人のみいる事務所になりまして、この数が79になります。

下の方は、外国法事務弁護士が1人でもいる事務所に所属している外国法事務弁護士及び弁護士を規模別に分類したものでございます。外国法事務弁護士の方が1人だけいる事務所に登録している方が79人います。

次ページにさせていただきます。外国法事務弁護士がいらっしゃる事務所の規模になります。これは各事務所に何人の外国法事務弁護士が所属しておられるかということで、右側の人数で4人以上の事務所を並べております。ここで2ページと見比べていただきますと、2ページでは大きさとしては10番になっておりますモリソン・フォスターが、一番多いということになっておりまして、人数規模として日本で一番大きい西村あさひ法律事務所が、下から4番目のところにあり、森・濱田松本法律事務所もここには入っておりませんので、これらの事務所には日本法の弁護士が多いということになります。

5ページに参りますと、これは外国法事務弁護士の数で分けた事務所の規模になりまして、外国法事務弁護士が1人いる事務所が110、2人いる事務所が13と読んでいただきたいと思えます。先ほどの3ページに戻っていただきまして、外国法事務弁護士が1人だけで行っている単独の事務所というのが79あるわけですけれども、この79人全員が、本当に単独でやっているかどうかというのがはっきりしません。というのは、1人だけでやっていらっしゃる方もいれば、企業内とか組織内に入って1人でやっておられる方とか、それから外国大手所属事業体の日本法律事務所として1人でやっておられる方がいらっしゃるからです。そこは住所などで、例えば住所が同じということで、明らかに外国大手所属事業体にいる方であるとか、それから企業内、組織内にいらっしゃるであろうと思われる方の内数を調べましたところ、企業内、組織内が9人、外国大手所属事業体の日本法律事務所であろうと思われる方が6人いらっしゃいましたので、完全に単独で経営してやっていらっしゃる方は64人なのではないかと推測しております。ここは、それ以上の実態は調査しておりませんので、住所から推測した数字ということになります。

6ページでございますけれども、外国法事務弁護士の年齢構成はどうかという御質問がありましたので、資料から作ってまいりました。左側が外国法事務弁護士の年齢構成になります。右側が現在の日弁連に登録している弁護士の年齢構成の分布でございます。日弁連の弁護士は20代、30代が非常に多くなっておりますけれども、これは御案内のとおり、1999年ごろから弁護士になる方が大体1,000人ぐらいとなりました。その前は500人とか400人という時代が続いた後、1,000人になり、それから1,500人になりというようなところがございますので、非常に若年の方に偏った分布になっているというところは、御覧になるときに御配慮いただきたいと思います。

それから7ページでございますけれども、これは外国法共同事業による提携関係の状況ということで、弁護士白書から抜粋してきたものでございます。8ページは続きです。

9ページが事務所の規模別弁護士会別事務所数で、大体どの地域に、どれぐらいの規模の法律事務所があるかということの分布でございます。

それから10ページ以降が取扱注意でお願いしたい資料でございますけれども、外国法事務弁護士の懲戒公告になります。このほか、懲戒処分は受けていないけれども、弁護士会で設けております市民窓口のような苦情相談窓口、対象として相談がなされた外国法事務弁護士も若干はいらっしゃいます。その分の資料はおつけしておりません。

以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

続きまして、諸外国における外国法事務弁護士制度、特に職務経験要件について、御説明をいただきたいと思います。まず、ケン・レブラン委員から、アメリカ合衆国ニューヨーク州における外国法事務弁護士制度について、御説明をお願いいたします。それでは、お願いします。

○レブラン委員 委員のレブランでございます。よろしく申し上げます。

本日、ニューヨーク州の外弁制度についてお話しさせていただくことは、大変ありがたく存じます。手元の資料にいろいろな詳細が書いてありますが、それを繰り返すより、私個人として重要だと感じたことについて話させていただきたいと思います。ニューヨーク州は、1974年に外弁として登録する制度を、アメリカの中で最初の州として設置しました。現在マンハッタン区の外弁として444人の弁護士が登録されています。ニューヨーク市以外の区、ブロンクスとかクイーンズとかには約100人ぐらいの外弁がおりまして、ニューヨーク市以外のニューヨーク州には、多分10人以下しかいないということでございます。

その登録されている人数のうち、何人が本当に外弁のサービスを提供しているかは不明です。ニューヨーク州の制度で、1回登録して、それ以降、毎年更新とか弁護士会の費用を支払ったりすることはございませんので、本当に外弁として仕事をやっている人数は、分からないという状態です。

資料4の2ページには外弁になる要件が書いてありまして、まず当該外国の弁護士会、法曹界の会員であることです。当該弁護士として有効な規制及び懲戒の対象となることが必要です。

2つ目の要件は、ニューヨーク州法曹会員に同等のような道徳的な良好な人格及び一般的な適性を有していることでございます。

3つ目は、年齢が最低26歳であること。

4つ目は、ニューヨーク州で外国法のアドバイスを提供する意図があって、ニューヨーク州の事務所を維持する意図を有しているということです。

それから最後には職務要件でございます。職務要件というのは、申請時点までの5年間のうち最低3年の当該外国法のサービスを提供したということです。職務経験を積む場所としては、当該外国だけではなくelsewhere、その他の国でも認められているということです。ニューヨーク州の外弁申請の担当者とテレホンカンファレンスをしていただきましたが、ニューヨーク州内の職務経験も認められているということでございます。例えば、ドイツ弁護士がニューヨーク州のもっとシニアのドイツの外弁で登録されている弁護士の監督の下でドイツ法のアドバイスを提供していれば、その職務経験は認められています。

それから、外弁はニューヨーク州の資格を持つ弁護士と全く同じ倫理規制とか倫理規則、監督、懲戒の対象になっています。

実際に外弁と外国の法律事務所、その制度はどうやって成り立っているか調査しました。例えば日本の大手事務所のニューヨークの支店の方とお話しさせていただきましたが、その方によると、同支店の日本の弁護士は、実は現在ニューヨーク州の資格を持っています。ニューヨーク州の司法試験を受けて、合格してニューヨーク州の弁護士になっているという状態です。しかし、そういったニューヨーク州の資格を有す弁護士で事務所を作っていますが、もっぱら日本法のアドバイスを提供しているようです。

一方、イギリスの大手事務所ですけれども、特にシニアのイギリスの弁護士とかドイツの弁護士がニューヨーク州に異動される時は、司法試験を受けることは大変手間ですので、外弁として登録してサービスを提供しているようです。

結論として、私としては、外弁制度自体は日本の制度とニューヨーク州の制度はそんなに相違点はないと思いますけれども、ニューヨーク州の本当の特徴は、外国の法律の教育を受けてニューヨーク州の司法試験に合格して正式のニューヨーク州の弁護士になる人数は、圧倒的に多いということです。2012年、外国の法律の教育を受けた弁護士1,604人が、司法試験に合格してニューヨーク州の弁護士になったということです。外国の教育を受けた方の合格率は、34%です。

アメリカの弁護士になることを目指している外国の弁護士の中で85%はニューヨーク州の司法試験を受けるということです。

それでは、御質問がなければ、以上でございます。

○松下座長 御質問は、またまとめて最後にとということをお願いいたします。ありがとうございました。

それでは引き続きまして、崎村令子委員から、イングランド&ウェールズにおける外国法事務弁護士制度について御説明をお願いいたします。

○崎村委員 それでは、私から英国法に関してお話いたします。

英国と申しましても、幾つか法制度がございまして、私が今日お話しする法制度はイングランド&ウェールズに関する法制度です。イングランド&ウェールズに関しましては、御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、基本的には2つ弁護士資格がございまして、ソリシターという弁護士資格と、バリスターという資格があります。ものすごく一般化いたしますと、バリスターというのが法廷弁護士、ソリシターが事務弁護士という考え方です。バリスターでなければ法廷に出られないというわけではありませんし、全てのバリスターが法廷にしか出ていないかということ、そういうことではないのですけれども、外弁制度などを考えるに当たっては、多分ソリシターの資格を見ていった方がよろしいかと思しますので、私が今日お話しいたしますのは、私自身が資格を持っておりますソリシターの資格と、それに対応する外弁制度ということになります。

簡単にソリシターの制度に関して、私のレジュメの1ページに書いておりますけれども、基本的には大多数はイギリスの大学を出て、法学部を出ていけば、その後ロースクールに1年、法学部を出ていなければロースクールに2年行った後に司法試験というものがロースクールであるわけですが、それを受けるということになります。ここに書きましたが、75%程度が受かると、ちょっと古い情報では書いてあったのですが、その後、いろいろリサーチしていると、リテイクも含めると、実際は84%程度が受かっているのではないかという統計もあります。それは、もちろん何回も受け直せるわけですから、何回も受けて、それを全部含めると、受けた総人口の84%程度ではないかという統計があるということですが、これに関して御留意いただきたいのは、その中で、もともと受ける人口というのが、その時点で少なくなっているという可能性があるということです。

なぜかと申しますと、英国の弁護士制度においては、ソリシターになるには試験を受けた後、2年トレイニーソリシターとして経験を積まなければいけません。正直、トレイニーになれるという見込みがない場合は、多分ロースクールに行く前にソリシターの道を諦めている可能性が高いです。そういたしますと、実際に受ければ84%受かるというわけではな

く、その時点で、もうトレイニーコントラクトが取れなかったために、大学で弁護士の道をあきらめたという方もいらっしゃるであろうと思っております。

ですので、今でも若干、司法試験を受かった人数の方が、トレイニーコントラクトの登録数よりも多いので、試験を受かりながら弁護士になれないという方は、残念ながらいらっしゃると思います。

外国の資格を有する者がソリシターになる何か特別な方法があるかといいますと、特例措置はあります。Q L T Sといいまして、1.2に書いてありますが、これが海外で弁護士登録をしている人が、コンバージョン試験を受けてソリシターになるという可能性がございます。こちらは、いわゆる普通の書面のテスト以外に、実務テストというものがございます。

2ページの方に行く前に、弁護士資格を有する者以外の法律事務の取扱いということで1.5に書いてございますが、それに関しては、基本的には可能です。ですので、これは非常に外弁制度にも関わることなのですけれども、外弁登録をせずにイギリス又はウェールズにおいて、外国の弁護士が外国の法律の弁護士としてのサービスを提供することは、登録せずに可能ですので、外弁制度というものをこれから見ていくことに関して、それは御留意いただければと思います。

ただし、その外国弁護士がイギリスにおいてできないことは、もちろん幾つかございまして、これが1.5にあります。それはソリシター又はバリスターという肩書を使用すること。それを使用するとイギリスの弁護士と混同するからということだと思えます。その他、日本と同様に訴訟関連ですとか、一部の相続関連ですとか、そういった法律事務というのはイギリスにおける資格保持者以外は不可となっております。これは一番弱い立場にいる者を守るべきということで、こういったものが設定されているのだと思えます。

では、外弁制度に関してお話いたします。2の2.1にありますけれども、外国の弁護士資格を有する者が、資格を取得することなく国内で法律事務を取り扱えるか。これは非常に大切なところなのですけれども、特に登録の義務なしに取扱いはできます。ただし、登録をしなければいけない場合もありまして、それは基本的には英国ソリシターとパートナーシップを形成する場合、又はイギリスにおいて、弁護士事務所の経営者ですとか所有者となる場合は、レジスタード・フォーリン・ローヤー（RFL）とあって、それに登録する必要があります。その他、EUの各国の弁護士はレジスタード・ヨーロッパ・ローヤーズとして登録が可能です。これはもちろんEUに関しては職業の自由ですとか、そういった規制がございますので、今回はそれに関してはあまり見ていくことはございませんが、そういった制度もあるということです。

取扱いが可能な法律事務の範囲ですけれども、特に要件というものはございません。そういった意味で、基本的には弁護士資格を本国で持っていれば、イギリスで法律事務をすることは可能です。その他何か職務要件などがあるかといいますと、先ほどお話ししたRFLに関しても特にございませんし、登録せずにイギリス国内で弁護士サービスを提供することに関しては、そういった意味で、もちろんありません。そういった意味で、経験年数もございませんし、その経験をどこで積んでいたか、そういったこともございません。

外弁の登録人数ですけれども、ここにお書きしているとおりです。ソリシター数に比べると、そう多くはないということだと思えます。ただし、これは登録数だけでありまして、実際に外国法の資格を取って、登録をせずにイギリス国内で弁護士業務をやっている者は相当数いるのではないかと思います、その統計は手元にはございません。

私からは以上ですけれども、その他、少しだけ補足いたしますと、イギリスの制度において登録ですとか、ソリシターとしての登録として大切なのは、もちろん開業免許である Practicing Certificateなるものをソリシターは毎年取らなければいけない。それはありますし、また、特に英国ローソサエティーでよくトピックになるのは、イギリスでソリシターとして開業するには十分な補償保険を有していなければいけない、こういったことは非常に大きなトピックとなってまいります。

反対に言いますと、英国のソリシターに関して、そのサービスの質といったことは、もちろん倫理、規則などで担保はしているわけですけれども、それ以外に金銭的な保険がソリシターに関してはあるということです。外国の弁護士に関しては、ここに書いておりませんが、ローソサエティーのFAQなどを見ますと、外国の弁護士に関して何か文句を言わなければいけないときは、どうしたらいいでしょうというFAQがあるのでありますが、そこに書いてある答えとしては、本国の弁護士会にお尋ねくださいということで、イギリスで、そちらを見ていることではないということです。

私からは以上です。

○松下座長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、陳天華委員から、中国における外国法事務弁護士制度について御説明をお願いいたします。

○陳委員 陳天華と申します。今日は中国の弁護士制度、外弁も含めて紹介したいと思います。

先日、事務局の方から質問をいただきましたので、これに基づいて説明いたします。まず、中国の弁護士制度です。中国の弁護士制度が2002年から大きく変わりました。それまでに弁護士試験でしたが、2002年から司法試験、つまり弁護士、検察、裁判官の統一試験になりました。受験の資格などについては、法学部卒業でなくてもいいですが、大卒が必要です。ただし、一部の後進地域や少数民族の居住地域においては、例えば、私のふるさとである内モンゴルでは緩和され、短大2年間で卒業しても受験することは可能です。

また、先ほど御紹介いただいたアメリカとイギリスとの大きな違いとは、受験の資格には中国国籍が必要です。ですから外国人は、中国の司法試験を受験できません。その反対に、例えば、私の国籍は中国ですが、仮に日本に帰化した場合、この中国の弁護士の資格が取消されるということです。

研修の必要があるかどうかについては、1年間の研修があります。これはまた日本のような政府主導の研修制度と違っていて、合格してから、それぞれ弁護士事務所に応募して研修しなければなりません。

続いて、合格率です。大体20%前後です。先ほど話したように、今までは毎年360点で合格なのですが、一部の地方には特別の優遇がありまして、その年の状況にもよりますが、例えば330点とか、それでも合格。ただ、そういう人たちは自分の所在地のところしか弁護士活動ができません。その中国の弁護士資格を持って北京の法律事務所に入ることはできません。これはあくまでも特定の地方を優遇するための制度であります。

そういう意味では、正式に360点で合格した人が20%ではなくて、12から15%ではないかと思えます。具体的データは公表されていません。

ちなみに、外国の弁護士資格があれば、これは優遇されるかどうか。全く関係ありません。特例も当然ないのです。

弁護士の監督の方法ですが、当然、弁護士であれば弁護士協会に入らなければなりません

し、弁護士協会の監督を受けなければなりません。また、弁護士協会だけではなく、法務局も管轄しています。警告、罰金、資格の一時停止と取消しなど、当局はそういう権利を持っています。

弁護士資格がなければ法律業務できるかどうか。原則としてはできないのです。ただし、また先ほどのことと関連しまして、地方では弁護士がいないところも結構ありますので、その問題を解決するため、簡易な案件を代理できる基層部法律職務従事者というような制度を設けております。この人たちが一応弁護士のような感じで仕事できますが、どちらかといえれば日本の司法書士、行政書士のような仕事をやっている——この例えは適切ではないかもしれませんが——そういう感じです。

これまでに弁護士制度を簡単に紹介しました。続いて外弁制度を御紹介いたします。外国の弁護士資格を有し、中国の弁護士資格を有していない場合、その法律事務を取り扱うことの可否という質問がありまして、当然中国の弁護士資格がなければ、中国法の業務はできません。

続いて、取り扱う法律の範囲。これは基本的に、私ども日本にいて同じような感じで、自分の資格を持っている国の法律については、その法的サービスを提供することは可能です。具体的な活動の条件からいえば、例えば代表者が2年間自国の資格の国で実務経験がありまして、首席代表者が3年間の実務経験が必要です。

活動の範囲などについては、先ほども話しましたが、ここに書いてありますが、省略いたします。

実務経験以外に何が必要とありますが、基本的に所属法律事務所でパートナーであり、あるいは、それに相当する地位がある、そういう人が中国に行って首席代表に就任することが可能です。

外弁の人数ですが、先ほどの話で、アメリカやイギリスと違いまして、外弁の制度はありません、駐在員事務所を設立することは可能ですので、駐在員事務所の数は今232か所があります。そのうち18件は日本の弁護士事務所の駐在事務所、うち6件が北京、10件は上海、残りの2件が遼寧省にあります。

外国法律事務所の駐在事務所に対する監督については、毎年3月31日までに法務局に報告しなければなりません。処罰は中国の弁護士の制度と同じように罰金、取消し、そういうような処罰があります。

外弁と弁護士に認められる権利の異同なのですが、基本的に駐在員事務所に所属されている外国弁護士は中国の弁護士ではないので、中国においては訴訟に参加したり、あるいは仲裁に代理人として参加したり、それはできません。

以上、簡単に説明いたしました。ありがとうございました。

○**松下座長** どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして日本弁護士連合会の片山達外弁委員会副委員長から、今まで御説明のありました国以外の主要国における外国法事務弁護士制度について御説明をお願いいたします。

○**片山弁護士** 片山でございます。今日はプレゼンテーションの機会を与您にいただきまして、ありがとうございます。私の方では、今まで出ましたニューヨーク州、イングランド&ウェールズ、中国のほかの国としまして4か国の制度を調べてまいりました。まず内容に入る前に若干の留意点を御説明したいと思います。

まず第1に、私どもで調査したのがフランスとドイツ、カリフォルニア州と、それからオーストラリアのニューサウスウェールズ州になるのですがけれども、この4か国をどうして選んだのかと申しますと、まず、私どもの能力の限界がありまして、多くの国を調査することができませんでした。それから資料3の1ページを御覧いただきますと、この4か国が総体的に我が国に外国法事務弁護士として来ておられる外弁の母国であるということで、この4か国をピックアップさせていただきました。それがまず第1点。

それから第2点としまして、レブラン先生、崎村先生、陳先生は御自分の母国の話を経験に基づいてお話しされたのですが、私どもは、これだけの調査をしようと思ってもなかなか情報がきちんと得ることが難しく、東京にいてアクセスできる公開情報、つまりインターネットなどを通じて得られた情報に調査範囲を限定しております。本来であれば、今までの先生方のようなレベルの調査をしようと思ったら、海外に調査団を派遣するなどの体制が必要なのですがけれども、その時間的余裕がなかったために、公開された情報の範囲での調査となっておりますことを御了解いただければと思います。

あと、第3点としまして、いろいろな海外の制度に関しまして、文献とか公になっている情報を調べてみますと、3つのレベルの話がかなり混在しております、今日ここにお集まりの先生方には釈迦に説法になりますけれども、この3つのレベルの違いがあるということを確認していただければと思ひまして、この3つの違いを御説明したいと思ひます。

まず、いろいろな国で外国弁護士の制度というときに、外国の弁護士が、その国で自国弁護士になることができるかという文脈で言われている場合がございます。これからお話しをするフランスというのは、実はそうなのですがけれども、弁護士になるために国籍要件を課していないという国、日本を含めて幾つかございます。そういうところでは外国人も弁護士になれるというのは当然のことなのですがけれども、それを外国弁護士の受入れと称しているフランスのような国もございます。

あと、2番目のレベルで議論されているのが、今、私どもがこの検討会で検討している外国法事務弁護士制度、英語ですとforeign legal consultantといわれているもの、こういった制度を持っている国が幾つかあります。このレベルの話ですと、この検討会の議論とかみ合う議論ができるかと存じます。

あと、3番目に議論されているものとして、先ほど崎村先生のコメントにありましたように、外国の弁護士が外弁として登録しないで国内で業務を行うことができるということもございます。イギリスは、そのようなことらしいのですが、そういうものを称して外国弁護士制度といっている国もございます。我が国でいえば、国際仲裁事件に関しては、登録を要せず外国弁護士が活動することができます。例えばオーストラリアですと、業務の内容というよりは、1年間のうち一定の日数に限っては、登録をしないで国内で業務を行うことができるといったような国もございまして、こういうものを外国弁護士制度といっている国もあります。これも、実は今回の検討対象と外れますので、こういったものは私どもの調査対象からは外しております。

ということで、若干前置きが長くなってしまいましたけれども、私どもが調べさせていただいた4か国について、資料7の1ページから順に簡単に御報告申し上げます。

まずフランスなのですがけれども、フランスは、結論から先に言ってしまうと、先ほど申し上げましたように、外国人もフランスの学校に行つてフランスの司法試験を受ければ、フランスの弁護士になることはできます。それを称して、外国弁護士の受入れといつており

まして、実際に日弁連の会員の中に、若干名フランスで勉強して資格を取っている者もおります。それなので、フランスは外国人に開かれた制度であると説明をしているのですが、我々が今、問題にしているような意味での、先ほどの3つの分類でいうと2番目の意味での外弁制度というものはございません。つまり、外国の資格をベースにした限定された免許というのは存在しないので、資料には説明が書いておりますが、外弁制度は「ない」というのが簡単な答えになります。

とは言っても、いろいろと調べてまいりましたので、この1ページから3ページを簡単に御説明いたしますと、まず1ページの上の方に、そもそも弁護士になるためにどういったことが必要かということがありまして、フランスでの教育を受けた後に、弁護士養成学校というところで実務研修が必要であるということが書いてあります。

それから、司法試験の合格率、1ページの下の方ですけれども、これはデータを過去に日弁連で取ったことがございまして、それが3ページにございます。過去ですので2010年までしか取っていないので、最新の情報は分からないのですけれども、40%から50%の範囲での司法試験の合格率となっております。

1ページの下から、外国の弁護士に対する資格のことを言っているのですけれども、欧州は、これも皆さんは多分御承知と思いますけれども、EUの規制で欧州域内では弁護士の活動が自由化されておりますので、EUの加盟国の中の弁護士は、1ページから2ページに書いてありますように、基本的には自由にお互いに業務を行うことができとなっております。

しかし、我々日本の弁護士のようにEU域外の弁護士は、こういった特例はございませんので、フランス人と同じように勉強してフランスの司法試験を受けなければいけないとなっております。

それから、2ページの下の方に、弁護士以外の者による法律事務の取扱いというのがありますけれども、これも基本的には弁護士が裁判又は行政手続を独占するという、弁護士による法律業務の取扱いというのが独占される形になっております。

それから2ページから3ページにかけて、先ほど申しましたように、EU、EEA、スイス以外の弁護士にとっては外弁制度というのは存在しないというのが2ページから3ページにかけての回答になります。

続きまして4ページ、ドイツでございます。ドイツはフランスと同じようにEU加盟国なのですけれども、外国弁護士に関する仕組みに関しては違う立場を取っております。結論から申しますと、外弁制度が存在して、今のこの検討会の争点となっている職務経験要件に関して言うと、職務経験を要件とはしておりません。ということで、これも順番に見てまいりますと、4ページの上の方で、弁護士になるための要件が書いてございます。ドイツにつきましては、4ページの一番上のコラムを御覧いただきますと、私どもの調査の出典をウェブサイト書いております。このwww.ibanetというのは、これはInternational Bar Associationという国際法曹団体がございまして、それが2014年にかなり多くの国の弁護士制度をサーベイしたものがございます。その結果が、このウェブサイトに乗っております。ドイツは残念ながら、ほかに情報がなかったもので、これを根拠に私どもの回答としております。このウェブサイトを御覧いただきますと、実はほかの百何十か国がカバーしておりましたので、最低限の情報は、ここにアクセスすれば、これ以外の国も見ることができます。

ドイツの場合は、司法試験を受けた後に2年間の修習が必要であって、もう一度試験があるということで、ヨーロッパの中でも弁護士になるための要件が非常に厳しいといわれてお

ります。

それから、4ページの下の方に外弁制度とありますけれども、ドイツでは外弁制度がございますので、GATSの締約国の外国弁護士は、本国における弁護士の呼称を用いて本国法の法律事務を取り扱うことができますとなっています。これは日本の外弁制度に近い制度かと存じます。

ドイツは若干情報が少なくて申し訳ないのですけれども、以上で終わらせていただきます。

続きまして6ページ、これはカリフォルニア州になります。アメリカはレブラン先生からニューヨーク州の説明をいただいておりますけれども、司法制度は州によって違いますので、我が国の外弁の母国で、アメリカでいうとニューヨーク州の次にカリフォルニア州出身の方が多かったのです、カリフォルニア州を調べてみました。

結論から申しますと、カリフォルニア州は外弁制度がございます。それから職務経験要件もがございます。これはまた後ほど触れます。まず6ページの上を御覧いただきたいのですけれども、弁護士になるためには、まず法律の教育を受けて、それから最高裁判所に登録をしなければいけないということになっております。

司法試験の合格率につきましては、calbarというURLを引用しているデータはカリフォルニア州の弁護士会のウェブサイトから取ってきたものです。その資料が8ページに司法試験の合格率のデータがございます。大体合格率としては40%台から50%台となっております。

それから、6ページの下の方に外国弁護士の特例というのがございます。これもレブラン先生のお話にありましたように、外国の弁護士がアメリカの司法試験を受験してニューヨーク州の弁護士になるとか、カリフォルニア州の弁護士になるといったことは相当数、実績としてもあるようでございます。さらにカリフォルニア州の場合は、6ページの一番下のコラムを御覧いただきますと、外国のロースクールの卒業生も一定の範囲ではカリフォルニア州の外のロースクールで勉強した内容がクレジットされて、司法試験の受験資格に反映されるようになっているそうでございます。

それから7ページに参りまして、弁護士の監督方法、このあたりは弁護士であっても外国法事務弁護士であっても同じようでございます。

それから、7ページの上から2番目の段落が、弁護士以外の者による法律事務の取扱いになっておりまして、これは米国では全体がそうだと理解しておりますが、法律事務は弁護士のみが取り扱うことができると、日本と同じような仕組みになっております。カリフォルニア州では、法律業務というのは何かということは、法律上は定義されていなくて、7ページの上から2段目にある1922年の判例が、今でも先例的な価値を持っているといわれております。

それから、7ページの下の方に参りまして、カリフォルニア州の外弁制度でございますけれども、カリフォルニア州には外弁制度がありまして、7ページの一番下ですけれども、基本的には本国法、外国の弁護士の自分の本国の法律に関する助言に限定されるということで、これも日本の外弁制度と似たような制度がございます。

それから8ページに参りまして、職務経験要件は、先ほどレブラン先生のお話ですと、たしかニューヨーク州は直前5年のうち3年とおっしゃっていると思いますが、カリフォルニア州は直前6年のうちの4年が要件です。

それから職務経験を積む場所についてなのですけれども、これは8ページの上から4段目

の中で、本国の経験に限られると書いておりますが、これは実は先ほどのレブラン先生の御報告ですと、資料4の2ページの中にpractice of law in such foreign country or elsewhere というのがついていると書いてありました。ニューヨーク州はelsewhereというのがあるようなのですが、私どもが見た範囲ではsuch foreign countryとしか書いていなかったもので、本国での経験に限られているように解釈いたしました。レブラン先生はニューヨーク州の裁判所に御確認いただいたそうなのですが、私どもはカリフォルニア州の当局に確認したわけではないので、これは私どもの解釈ということになります。

○**レブラン委員** ニューヨーク州はもともと本国での経験しか認められていなかったのですが、1993年から、その他の国の経験が認められてきました。

○**片山弁護士** ありがとうございます。文言どおり読みますと、カリフォルニア州では本国での経験に限られるということになるかと存じます。

最後に、オーストラリアのニューサウスウェールズ州について御報告いたします。9ページからです。結論から申しますと、オーストラリアも外国法事務弁護士の制度がございまして、オーストラリアの場合は職務経験要件はないというのが答えとなります。

また順に御報告いたしますと、9ページの上なのですが、オーストラリアもやはり弁護士になろうとするときには、まず法律の勉強をしてから修習を受けなければいけないという流れになっております。

あと、9ページの下の方に、外国の弁護士資格を有する者が圏内の弁護士資格を取得する場合の特例措置ということで、これは先ほど私が申しました3つのレベルの中では1番のレベルです。外国の弁護士が自国の司法試験を受けて正規のルートで弁護士になるということについていうと、先ほどカリフォルニア州でも、外国のロースクールの勉強を一定の限度で司法試験受験のためのクレジットとされることが書いてありましたけれども、オーストラリアも、そういったことがあるそうです。そのようなことが9ページの下の方にあります。

ただし、出身国によって追加で必要とされる学習の範囲が異なると書いてございましたので、オーストラリアと似たような法体系の国であれば、追加で勉強しなければいけない範囲が狭いけれども、私どものように、もともと法体系が違っていると、たくさん勉強しなければいけないということかなと想像しております。

それから、外弁制度に参りますと、10ページの上の方に外弁制度がありまして、10ページの下を御覧いただきますと、外弁が取り扱うことができる業務の範囲が書いてございます。基本的には外弁の母国法と国際法が取り扱うことができるので、裁判代理とか、オーストラリアの法律は取り扱うことができません。ということで、これも日本の制度と類似した外弁制度がございまして。

10ページの下の方を御覧いただきますと、職務経験は要件とはされていないようでございます。

それから最後に、監督については、オーストラリアの弁護士と外弁は同じような監督の仕組みに服しているようでございます。

以上で、私からの報告を終わらせていただきます。

○**松下座長** ありがとうございます。本日より予定をしておりました皆様からの御説明は、以上でございます。全ての方が時間厳守してくださったおかげで、質疑の時間がたくさん取れることになりました。どうも、御協力ありがとうございます。

本日の御説明に対する御質問などがございましたら、御発言をお願いいたします。どの点

からでも結構ですので、よろしくお願ひいたします。

○亀井委員 亀井でございます。今、皆様から御説明いただき、まず、ありがとうございます。

それで、幾つかの資料について確認をさせていただきたいところがございます。まず、レブラン先生、ニューヨーク州ですけれども、ニューヨーク州での実務経験を含み得るとするのは、3年間全てニューヨーク州でも構わないという理解でよろしいですか。

○レブラン委員 そのようにニューヨーク州の申請の担当者、裁判官の担当者は、そう答えてくれましたけれども、規制の文言自体は、本国又はその他の国でも認められるということが書いてあります。現実的にニューヨーク州内の経験も認められているようです。

○亀井委員 ありがとうございます。

それから続いて、イギリス、イングランド&ウェールズの崎村先生、前回の御説明の中で、イギリスでは相互主義的に相手国の制度に合わせて少し柔軟にやっておられるという御発言をされたように記憶するのですが、今回の御紹介の中では、そういったことは出てこないのですが、それはどのように考えればよろしいですか。

○崎村委員 相互的ということではなく、各国のチェックというのがありますが、それはQ L T SとR F Lに関して、要するにソリシターとしてもう一遍資格を取り直す場合と、あとはレジスタード・フォーリン・ローヤーとして登録する場合には、原資格の規制ですとか、そういったことをチェックをしています。

ソリシター・レギュレーション・オーソリティー、S R Aのサイトに行きますと、それによってチェックを受けた上で、R F L又はQ L T Sの試験を受けられる国の資格というのがリストアップされています。それに載っていない場合は、どこそこに申請すれば、それを検討した上でリストに載せるかどうかということを決めるということです。

別にいろいろな資料に書いてあることではないのですが、私がローソサエティーの方とお話したときは、ローソサエティーはレギュレーターではないのですが、一応国際関係などに力を入れている方がいらっしゃるのです、その方とお話したところ、そのリストに載るか載らないかというのは、もちろんS R Aが原資格国の規制などをチェックしているのですが、その中でどういったことを見ているのかとお聞きしたところ、実際の倫理ですとか、そういったことの後には、全体的な弁護士業の規制、あとは弁護士会がどうあるかですとか、そういったことをチェックされていると、お電話ではおっしゃっていました。

簡単に言いますと、一部の国では弁護士会というのは、ただのクラブ的なものであって、規制機関ではないということもありますので、多分そういうところは不可になるのではないかと思いますけれども、そのリストを見ますと、アフリカですとか、そういったところも、この資格は可能でR F Lにする、又はQ L T Sでこのバージョンをする、それは可能であるということはリストにかなり長く載っております。

反対に、相互ですとか、そういったことが関係ないのが、登録をせずにイギリスで外国の弁護士としてのサービスを提供するのは、1年の間、何日間は可能とか、そういうことではなく、1年の間365日可能ですし、事務所をセットアップするのも外国法弁護士としては別に可能ですので、そういった意味では、イギリスはかなり自由な方だと思います。

ただ反対に、イギリスの弁護士になるには試験は非常に高いパーセントで受かるようですが、トレーニングコントラクトを得なければいけないという、そこそこ高いハードルがあるので、反対に外国の資格を取らない方がイギリスの資格を取ろうとすると、そういっ

たハードルはあるのだらうと思います。それは多分ニューヨーク州とは反対ですね。多分ニューヨーク州は外国の方がいっぱい受けていらっしやるのだと思います。

○亀井委員 ありがとうございます。外弁制度という単位で見ると、何もないという話ですね。

○崎村委員 基本は、そうです。

○亀井委員 分かりました。ありがとうございます。

それから、あとは、片山先生のお調べいただいた中で、ドイツの場合に、本国における教育、能力及び法的地位がドイツ弁護士と同等ということが書かれているかと思えます。それが多分登録の要件ではないかと思うのですが、外弁制度というところですか。これは何か司法省に登録の申請を出すと、相手国といいましょうか、原資格国がどのような国かというのを見ていると理解すればいいのか、あるいは、どう考えるか。

○片山弁護士 申し訳ありません、聞き取りづらかったのですけれども、もう一度御質問いただいてよろしいですか。

○亀井委員 資料7の4ページですけれども、この外弁制度の3行目、ただし書きのところですが、外弁として活動できるのは、本国における教育、能力及び法的地位がドイツ弁護士と同等であると認められる場合に限ると。それは要件だと思うのですけれども。これは連邦司法省が決定される際の何か申請書類などで司法省が解釈して決めているという理解でよろしいですか。

○片山弁護士 まず、これ以上のことが情報がないものですから、大変申し訳ございません。この根拠が、先ほどの i b a n e t という International Bar Association の調査結果に基づいておりまして、さらに調べるとということになりますと、ドイツに直接問い合わせるといったことが必要になるかと思えます。

○亀井委員 結構です。ありがとうございました。

○松下座長 よろしいですか。

ほかの方、いかがですか。

○岡田委員 よろしいですか。岡田ですが、レブラン先生のニューヨーク州の件で、先ほどもお話があったのですが、まさしく本国の経験に関して確認をされたというところで、適切に登録された外国法弁護士の監督のもとでというのは、それは監督される方がフォーリン・リーガル・コンサルタントの登録をきちんとしている。そしてその方の監督のもとで行うということですか。

○レブラン委員 そうですね。規制は、職務経験について本国又は or elsewhere という文言ですので、それは本当にニューヨーク州も入っているかどうか、それだけを読むとよく分からなかったのですけれども、例として、ドイツの弁護士がドイツの外弁の資格を持っている弁護士の下でニューヨーク州で経験を積み、それは認められるかと問い合わせたときは、それは認めますよという答えが来ました。そういう御質問ですね。

○岡田委員 例えば、ニューヨーク州の弁護士の下で働かれたら、どうなるのですか。

○レブラン委員 その要件は、本国の実務のアドバイス、助言を提供することですので、ドイツ法のアドバイスを提供することですので、ドイツ法の監督者が必要ということです。

○岡田委員 崎村委員のイギリスに関しての話ですが、日本の弁護士がイギリスで活動しようとしたときに、基本的にまずビザでもものすごく制約を受けられて、なかなか入れなかったというお話を聞いたことがあるのですが、そのあたりはいかがですか。

○崎村委員 ビザというのは、それは厳しいものはあると思います。ただ、例えば大手の弁護

士事務所で、そういった人材が必要となっていれば、それなりに取れないことはないのではないかと思います。

もちろん、いろいろ厳しくなっているとは思いますが、ビザの要件というのは、弁護士だからとか、医者だからとか、そういったことで決めているわけではないはずですので、要するに、イギリス国内に入った後、労務保険などを受けなくて、きちんと生活をしていけるかどうかといったようなことを鑑みてビザのチェックはしているはずですので、別にビザが厳しいから弁護士は入れないとか、そういうことではないと思います。

○**レブラン委員** そうですね。ロンドンに、150人ぐらいの弁護士のオフィスがありますが、特に関税の問題は、今までは特になかったと思います。

○**岡田委員** どうもありがとうございました。

○**加藤委員** 崎村先生に、イングランド&ウェールズの仕組みについて、1つ教えていただきたいのですが、外国の弁護士資格を有する者も、イングランド&ウェールズにおいて特に登録することなく法律事務の取扱いが原則できるとすると、逆に登録する意味、登録するメリットはどういうところにあるのでしょうか。

先ほど御説明にあった、法律事務所のマネージャーとかオーナーになるということ以外に、例えば事実上信頼感をもって受け入れられているとか、そういったようなこともあるのでしょうか。

○**崎村委員** 多分、登録する一番の理由というのは、日本でもそうですけれども、ソリシターとパートナーシップを組めないからだと思います。そういった意味で、外国法だけを提供するというのは、米国とかは結構そういう方もいらっしゃると思いますけれども、そうではない場合は英国法とタッグを組んでということも結構あるのだと思いますけれども、それをパートナーレベルでやろうとしたら、パートナーシップで、しかも利益を分け合ってやるとなったら、それは登録していなければできない。それは大きなことだと思います。

その他、レジスタード・フォーリン・ローヤーだから何かベネフィットがあるかということ、確かにレジスタード・フォーリン・ローヤーというのは登録しておりますので、英国の倫理規制ですとか、そういったものは当てはまりますので、そういった意味でバックアップがあるということはあるとは思いますが、実際の使用者がどこまでそれを考えているかというのは存じ上げません。

あと、1つチェックをし忘れたのが、多分RFLだと、先ほど私がお話した補償保険に入っていないといけないのだと思うのですが、そこはまたチェックいたします。

○**加藤委員** ありがとうございました。

○**松下座長** ほかの委員の方、いかがですか。

○**崎村委員** 今、答えが出ました。資料にありました。やはりRFLはソリスターズ・コンペンセーション・ファンドといいまして、イギリスにおける弁護士の業務に関する補償保険に入らなければいけないことになっております。

○**大村委員** 大村ですけれども、イングランドとフランス、ドイツと、レベルの詳しさが違いますが、御説明いただいたのですが、EUの域内という点では共通のところがあると思うのですが、御説明としては微妙に違うような印象も受けたのですが、そのあたりはいかがですか。EU内での自由化。例えばイギリス、イングランドの場合は、RFLとして登録が可能という御説明がありますけれども。

○**崎村委員** すみません、EU域内の方はあまり勉強してこなかったのですが、今、一応資料

を見ますと、レジスタード・ヨーロッパン・ローヤーズに関しては、基本的にはEU規制上、EUメンバーシップにおいて資格を持っている者は、その資格タイトルをもって、その他のEAAメンバー各国及びスイスにおいて弁護士業務を行うことができ、EU規制上のできる弁護士事務というのは、原資格法、EU法、国際法と、あとホストステートとあって、その弁護士が事務を行っているEUホストステートの法律もできるとなっております。それは登録して、その上でホストステートの事務を行うということです。

そういう意味で、EU域内では、例えばフランス法の資格を持っていましたら、EUにおいて、例えばドイツで登録をして、その上でフランス法もドイツ法もできるということなのだと思えます。

この件に関しては勉強不足ですけれども、今、手元にある資料だと、そういうことだと思います。

○中西委員 その件につきましては、資料7の2ページからのところどころにディレクティブとかが出てくるのが、EUの指令で資格の承認に関するものなので、それに基づいてやっていますが、それはEU域内の話で、我々には関係ないことなので、説明を省略されて全然問題ないのではないかと思います。だから域内については統一されているはずなのですけれども。

○松下座長 ありがとうございます。

○上妻委員 御発表いただいた皆さんに、非常にシンプルなことなのですけれども、今回こちらで問題になっているのが、平成10年以降の改正ということですので、平成10年、1998年以降、ここ20年程度ですが、御発表いただいた弁護士資格ですとか、外弁に関する資格の要件について、少し大きな変更があったかどうかということがお分かりになったら、お答え願いたいのですけれども。

○崎村委員 98年以降の改正で外弁制度に何か改正があったかということですか。

○上妻委員 そうです。弁護士資格、外弁制度について大きな変更があったかどうか。

○崎村委員 98年ですね。98年以降ですと、私は実は古いシステムで登録したのですが、そう大きな変更ではないですけれども、多分93年ごろに試験のやり方が変わったので、98年以降という意味では、ソリシター登録の制度に関しては大きな改正はないです。

ただし、ほかの外国の資格をイギリスのソリシターの資格にコンバージョンする、今QLTSといわれている資格、これは変わりました。昔は、私が覚えている限り、いわゆるコモンウェルス、オーストラリアですとか、そういったところの資格を持っている方は、基本的には会計と倫理などの試験をすれば、わりと簡単に資格が取れたのですけれども、反対に言う、ほかの資格の方は、アメリカも含めて、たしか、そう簡単にソリシターにコンバージョンできるということではなかったです。

ですが、今のQLTSというのが、いつ変わったかが、ちょっと覚えていないのですけれども、わりと最近変わって、コンバージョンに関しても世界中のいろいろな資格を基本的にはコンバージョンするのが、試験さえ受ければできるということではなくなったということなのですけれども、それは、なぜコンバージョンを楽にしたかということ、書面の試験以外に実務試験というのがあります、実際に弁護士として働いていた人なら簡単に受かる。反対に言う、ただ資格を持っていて受けても、多分受からない。そういったような実務試験があるそうです。もちろん私自身は受けていないので、どんなに大変なのかは存じ上げないですけれども、その改正というのは、たしか、ここ数年の間であったはずですよ。

○**レブラン委員** ニューヨーク州では1974年以前、外国法に関してニューヨーク州の資格を持っていない場合では、外国の法律のアドバイスを提供してはいけなかったのですが、1974年からそういう外弁制度を導入されて、要件はもっと厳しくて、例えば経験要件は5年間、それからニューヨーク州の弁護士とパートナーシップを結ぶとか、できないという規制がありまして、多分ニューヨーク州の大手事務所は海外でいろいろ開拓していて、同等の取扱いを目指していたので、ニューヨーク州内の規制も修正しようという動きがありまして、1993年、経験要件は3年間にして、ニューヨーク州の弁護士を雇ったり又は雇われたりすることができました。

今、もっと修正する動きは特に聞いていないのですが、外弁制度自体についての非難とか文句はそんなにない理由は、多分ほとんどの国からでも弁護士はニューヨーク州の司法試験を受けて、ニューヨーク州の弁護士になっているというわけではないかと思います。

○**上妻委員** ありがとうございます。

陳先生の、2002年からかなり大きな変更があったように伺っているのですが、外弁制度について、外国弁護士事務所が中国に駐在代表機関を設立するなどの方法でできるようになったのはいつごろからで、内容、要件とかに変更があったかどうかというのはお分かりになりますか。

○**陳委員** 海外の法律事務所の駐在事務所の設立は、これはかなり前、20年前からできたと思います。当時は英米のような大手法律事務所ではなくて、香港の事務所がそういう需要がありまして、最初そこからスタートしたのです。

○**上妻委員** 内容的には特に変更はないのでしょうか。

○**陳委員** 特に制限がないのです。資料の中に書いてあるとおりに、そういう需要があれば、どちらの法律事務所も中国において駐在事務所を設立することは可能です。代表と首席代表の2年間、3年間の実務経験、それは明確な条件で、それ以外は特にハードルはないと考えていいと思います。

○**上妻委員** すみません、念のためなのですが、この2年、3年という要件自体も相当前から変更がないと伺ってよろしいですか。

○**陳委員** そうです。

○**上妻委員** ありがとうございます。

片山先生の方は、お分かりにはならないですか。ここ20年の改正というのは、御発表になられた中では。

○**片山弁護士** すみません、聞き取りづらかったのですが。

○**松下座長** 今日、片山先生から伺った4つの法域について、近年改正があったという情報はあるのかという御質問です。

○**片山弁護士** ここに報告しているものは、直近の公開された情報に基づいておりまして、いつ、どういう変更がなされたのかということは調べられておりません。

○**上妻委員** 先生、どうもありがとうございました。

○**松下座長** 私が割って入るのも変かもしれませんが、資料7の10ページを拝見すると、オーストラリアのニューサウスウェールズ州の外弁制度、10ページの上半分の箱を見ると、根拠法がLegal Profession Act 2004年、Legal Profession Admission Rules 2005年とありますから、ここに、何か大きな改正があったという可能性はありそうですかね。

○**片山弁護士** おっしゃるとおりかと存じます。ただ、その前がどうだったのかということは、

私も存じ上げないものですから。

○**松下座長** 実質が変更ない改正かもしれませんが、ここで何か変更があった可能性はありそうかどうか。すみません、私が勝手に入って。

ほかの点はいかがですか。

○**中西委員** 陳先生にお尋ねしたいのですが、外国弁護士事務所の中国の代表機関で活動されている外国の弁護士がやっていることは、結局日本の外弁という形でやっている方のサービス・仕事と機能的に同じようなことなのですか。何か違いはあるのですか。制約は掛かっているのですか。

○**陳委員** 法律上、外国の弁護士は、日本の外弁という形でやっている方のお仕事と機能と同じと理解してよいと思いますが、実際に一部の駐在員事務所は中国法のサービスを提供していると聞いております。

○**松下座長** 何か続けてございますか。

○**中西委員** では、中国法に関する話は、事実上やっているとして、誰が対象となるユーザーなのか、例えば、日本企業が中国に進出していて、日本の弁護士がそこにいるから、中国法に関する話を提供してもらおうとか、そういうイメージでよろしいのですか。

○**陳委員** そうですね。

○**中西委員** 日本法に関するサービスもやっているのですか。

○**陳委員** どちら……。

○**中西委員** 中国にある。

○**陳委員** 先ほどの話で、これまでには日本への投資がほぼゼロといえることだったのですが、2、3年前から日本への投資が急速に増えていますので、日本法に関するサービスをやっていると思います。

○**松下座長** ほかの点はいかがですか。

○**大村委員** ほかの質問ですけれども、職務経験要件については、今日お伺いした国とか州で大分違うのだなということは示されておりますけれども、全く必要ではないという国もイギリスとオーストラリアでしたか、あったようですが、職務経験要件が単なるバリアではなくて、実績の能力担保のための要件だという捉え方を前提にすると、なぜ要らないという国もあるのか。能力担保という考え方は、おそらく別に放棄されているわけではないと思うのです。そうすると、職務経験なしに能力担保を認めるという背景、考え方、そのあたりを、もし何か情報がありましたら教えていただきたい。

○**崎村委員** イギリスに関しておっしゃっているのだと思いますけれども、それは実は私からも質問したのですけれども、ポリシーの問題であって、まだ答えが来ていないのですけれども、とりあえず考え方としては、イギリスでサービスを提供するのと、例えばインターネットですとか、電話を通してするので、基本的には場所が違うだけで、あまり違いはなく、その上で、本国での資格を取っているのであれば、その本国の規制を認めているということだと思うのです。

反対に、イギリスからアフリカのある国の弁護士サービスに関してどうこう言うことはない。それは元の原資格法の規制によって、その弁護士のサービスを規制すべきであるという考え方だと思うのですけれども、今、あらゆるサービスがグローバル化している中で、ロケーションを下にというのは、昔からわりとイギリスというのは、いろいろな国からサービスが提供されていた、EUなどの前からそうになっていたことを鑑みて、そうになっているのでは

ないかと推測します。ただ、一応私からもSRAの方には聞いていますので、何か答えがあったらお答えいたします。

○岡田委員 質問でもあるのですが、皆さん、御存じの方も含めて、ぜひ議論をしていただきたいと思って、今の点について、あえて私なりの感想を申し上げるのですが、イギリスというのは、いわゆる法律業務は全く独占はされていないのです。そういう面で、誰でも法律業務ができる。まず、私はこの点が非常にイギリスの特色であるという理解をしています。

そういう中で、先ほどのイギリスでは、そういう面で、誰でもできるということがあって、わりと海外の弁護士の、そのあたりの入ってくることに、これはもちろん私の感想なのですが、緩やかなのかなと。

さらに言えば、たしか私が聞いたお話によると、日本の弁護士で、もし現地でやろうとすると、いわゆるローヤーという名前は使ってはいけない。いわゆる弁護士という、本国の資格を名乗らなければいけない。こういうことがあるように聞いているのです。

○崎村委員 すみません、よろしいですか。私が知る限りは、多分ソリシターやバリスターというのを使ってはいけないというのは、それ自体、私のチェックの中でも規制上そうなっているのですが、ローヤーがいけないかどうかというのは、またチェックいたします。

○岡田委員 お願いします。少し聞いたことがあるのです。

いずれにしても、そういう面で、本国自体がすごく法律業務に対して、わりと緩やかといえますか、それが1つあるのかなという印象を持っています。

オーストラリアは、どうなのですか。何か、この報告を見ると、一定の本国業務だけが独占されているということなのですか。

○片山弁護士 オーストラリアにつきましては、これも、この調べた以上の情報がなくて、どうして職務経験要件を要らないと考えているのかというのは、これは想像するしかないのですが、先ほどの大村先生の御質問に関して答えますと、まずドイツは、おそらく大村先生が先ほど御指摘されましたように、本国での教育能力などを個別に審査するというのがございますので、そこで担保していると1つ考えられると思います。

オーストラリアにつきましては、これ以上の情報がなくて、何とも申し上げることができないのです。1つ背景事情として考えられるのは、先ほど、ニューヨーク州の弁護士を輸出するために自国の要件を下げたということをおっしゃいましたが、実はオーストラリアもそういう面がございまして、アジア地域の中で一生懸命自国の弁護士を海外に輸出しようという国策を取っておりますので、そのために自国の制度を緩やかにしているという面はあるかもしれない。これは私の推測ですので、本国の方に確認したわけではございません。

○岡田委員 すみません、岡田ですけれど、先ほど片山先生から御報告のあった、ニューサウスウェールズ州の、資料7の10ページの上から2つ目の欄に、弁護士資格を有する者以外による法律業務の取扱いの可否という欄があって、そこを読むと、何となく裁判代理とニューサウスウェールズ州の法律に関する助言が、現地の弁護士に独占されている。ということは、この書き方で素直に見ると、それ以外は独占されていないのかなと、私は考えたのですが、そのあたりはいかがですか。

○片山弁護士 そもそも、この資料7の10ページの上から2段目に書きましたように、法律事務を現地の弁護士が独占するという建前があるという点で、イギリスと前提がかなり違っているのかなと思いました。

外弁が取り扱うことができる業務というのは10ページの下に書いてございますけれども、

その前提としては、法律事務は基本的には弁護士が独占するという、日本と似たような仕組み、つまりイギリスとは違って、アメリカや日本と似たような仕組みなのかなと、私はこれを読んで理解しております。

○萩本部長 今、話題になっている、法律事務を弁護士が独占しているかどうかに関連して、レブランさんと崎村さんにお尋ねしたいのですが、今日の資料7の7ページ、カリフォルニア州についての記述、この上の段の弁護士資格を有する者以外による法律事務の取扱いの可否のところに、日弁連の整理では、アメリカでは法律業務は資格のある弁護士のみが取り扱うことができるとなっていて、私も、そう理解しているのですが、レブランさんの今日の資料4の1ページの一番下の丸を拝見しますと、弁護士資格を有する者以外による法律事務の取扱いが可能と書いてあるのですが、その下で、弁護士が適切な指示、監督を行い、責任を保持するとありますので、要するに、弁護士でしかできないけれど、司書やパラリーガルを雇ってやらせることはできるとも読めるのですが。

○レブラン委員 そうですね。

○萩本部長 レブランさんの資料を、そう読めばいい。

○レブラン委員 そのとおりです。

○萩本部長 法律業務を取り扱えるのは弁護士だけと理解してよろしいですか。

○レブラン委員 そうですね。パラリーガルとか雇っても問題ないのですけれども。そのとおりです。

○萩本部長 分かりました。次、崎村さんにお尋ねしたいのですが、先ほどの加藤さんからの質問とも関係しますが、外国の弁護士がレジスタード・フォーリン・ローヤーとして登録した場合に、何ができるようになるかですけれども、先ほどのパートナーシップの形成や法律事務所の経営は分かったのですけれども、資料5の1ページの下の1.5の(b)や(c)訴訟関連や一部の国内不動産・相続関連の法律事務などは、登録することによって、やれることになるのですか。それとも、これはソリシターの資格、現地の資格を取らない限り、できないのですか。

○崎村委員 私が見る限りは、訴訟関連などはソリシターでなければいけないようです。ただ、再度確認いたします。

○萩本部長 なぜお尋ねしたかという、私のばくつとした理解では、外弁制度というのは、その国の弁護士でしかできない業務の一部を、その国の弁護士資格を取らなくても、外国の弁護士資格を持っていることを根拠に開放しますというように理解しているのですけれども、フランスは全く開放していません。ちょっと特別な例は除いて、自分のところの資格を取りなさいということです。

だからイギリスも、もしかするとともにと弁護士が独占しているのはすごく狭いですが、そこについては、実はフランスと一緒に、ソリシターの資格を取らない限りは、そこは一切開放してなくて、残りの部分は、弁護士であろうが、弁護士でなかろうが、外国の弁護士資格を持っていようが、持っていまいが誰でもできるものということなのかなという感想を、今日の御説明を伺っていただいたものですから、確認したかったということです。

○崎村委員 分かりました。

○片山弁護士 事務局から、差し出がましいのですが、私の知る範囲のことで補足させていただきますと、資料5の2ページにレジスタード・フォーリン・ローヤーという言葉が出てきますけれども、これを外弁と類似のものと理解すると間違いになるのかと存じます。

つまり、ここでいっているRFLというのは、イギリスの国外にいて、イギリスのソリシターとパートナーシップを組む人も含む概念でございまして、もちろんイギリスにいる人もいるかもしれませんが、イギリスのソリシターとパートナーシップを組む人を規制しようという話ですので、イギリス国内で業務をやっているかどうかと関係のない概念でございまして。先ほど外弁制度といってもいろいろなレベルの話があると申しましたけれども、つまり日本でいう外国法事務弁護士制度とは全く違うものという理解をした方がいいかと、私は理解しております。

○**崎村委員** 正直おっしゃるとおりだと思います。日本における外国法事務弁護士の規制のお話というのは、日本において外国法の弁護士資格を持つ者が、外国法の弁護士サービスを日本において提供してよいかどうかという話だと思うのですが、それとはRFLは違います。反対にイギリスでは、それは何の規制もなく、できる。

○**松下座長** いかがですか。

○**中西委員** 大分話が変わってしまうのですが、しかし、一応前提として確認しておいた方がいいかなという気がするのですが、資料7の4ページのドイツのところ、2の外弁制度についてのところで、GATS締約国の外国弁護士はドイツにおいてこれこれができると書いてあるのですが、GATSの負っている義務として、ドイツはこういうことをしなければいけないということを考えているのですか。

○**片山弁護士** GATSにつきましては、日弁連よりも、法務省の方が詳しいかと存じますが、GATSのSはサービスのSです。サービス貿易の自由化では、それぞれの国が自分が自由化する範囲を、ここまで自由化しますということを自主的に一方的に宣言して、その約束の中でGATSの加盟国に対しては平等に取り扱いますという基本的な枠組がございまして。我が国も今の外弁制度の基本になるような考え方を、GATSに対して自由化しますと約束しているので、WTO加盟国から来る方たちには平等に扱うようになってございます。ドイツもおそらくこういう自由化約束をしているのではないかと思います。

逆に、GATSの方で、どこまで自由化しろということを世界各国に示しているわけではないので、それぞれの国が自分で自由化の程度を決めて、それを世界に対して約束をしているという枠組みではないかと思われまして。

これは私の推測なので、間違いがありましたら法務省の皆様に御訂正いただきたいと思っております。

○**中島官房付** 法務省としても、そういう理解です。

○**松下座長** まだ若干の時間がございまして、どの点からでも、どなたからでも。

陳先生にお伺いしたいのですが、今日お話を伺って、私の理解したところでは、中国では、日本でいう外国人弁護士のような制度にぴったり対応する制度はないけれども、中国に駐在する代表機関という形で、縛りをかけて、外国の弁護士の中国国内での活動を認めると理解したのですが、資料6の4ページの資料を拝見すると、代表者あるいは首席代表者について、中国国外における職務経験に限られるとあり、典型的には原資格国での職務要件が必要だということのようですけれども、こういう要件が必要だということについて、何か議論があるのですか。なぜ、この要件が必要なのかということについて、中国の中で何か議論されたことが、もし、あれば、何か先生が御存じのことがあれば教えていただきたいと思うのです。

○**陳委員** すみません、聞き取れませんでした。何を議論されますか。

- 松下座長** 外国の弁護士事務所が中国に駐在する代表機関を置く、そのときには代表者や首席代表者については、典型的には本国、例えば日本の弁護士事務所が中国で駐在事務所を作るのだったら、例えば日本で2年あるいは3年職務経験を積んでいないと、中国に駐在する代表機関を置けないというように、この資料6の4ページの資料を拝見したのですが、2年とか3年の職務経験が必要だという根拠について、なぜ2年とか3年職務経験が必要なのかということについて、中国で何か議論があったかどうか、もし分かれば、お知らせいただきたいのですが。
- 陳委員** 分かりました。直接お聞きすることはなかったのですが、2年間、3年間というような制限が日本の考えと同じであると思われ、それは代表者と首席代表になる条件であり、一般の弁護士のことをいっていません。
- 松下座長** 分かりました。ありがとうございました。
それでは、まだ御質問などあるかもしれませんが、所定の時間が参りましたので、本日の会議はこれで終了とさせていただきます。
次回の予定につきまして、事務局からお願いいたします。
- 中島官房付** 次回、第3回の検討会でございますが、職務経験要件につきまして、当事者的な立場であります外国法事務弁護士、それから日本の弁護士のそれぞれの立場から御意見を伺いたいと思っております。また、ユーザーの立場としまして、企業などの立場について経済団体などからのヒアリングも実施したいと考えております。
次回の日程でございますが、5月20日の午後3時から午後5時までを予定しております。
本日は、どうもありがとうございました。
- 松下座長** それでは閉会いたします。
場所はもう決まっていますか。
- 中島官房付** 場所は法務省の予定でございますが、詳しい場所については、また追って御連絡いたします。
- 松下座長** どうも、今日はありがとうございました。